

監査の結果

（平成 27 年 1 月 30 日，平成 27 年 2 月 16 日及び平成 27 年 3 月 2 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は，地方自治法第 199 条の規定に基づき，財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は，実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は，監査委員が監査対象機関へ出向き，提出された監査資料を基に，平成 25 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により，関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い，実施した。

また，書面監査は，提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに，必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については，法令等に違反し又は不当であることが明らかであり，速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として，また，業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか，業務の執行等において今後検討を要請するものは，「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は，次表のとおり，県の機関が 23 機関，財政的援助団体が 26 機関である。

（1）県の機関

	知事部局等	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	西部総務事務所	平成 26 年 11 月 6 日	平成 26 年 10 月 16 日， 17 日，20 日，23 日	実地	5
2	東部総務事務所	平成 26 年 10 月 29 日	平成 26 年 10 月 8 日， 9 日	実地	7
3	北部総務事務所	平成 26 年 10 月 21 日	平成 26 年 10 月 1 日， 2 日	実地	8
4	東部県税事務所	平成 26 年 10 月 29 日	平成 26 年 10 月 8 日， 9 日	実地	9
5	北部県税事務所	平成 26 年 10 月 21 日	平成 26 年 10 月 1 日	実地	10
6	自治総合研修センター	平成 26 年 9 月 10 日	平成 26 年 8 月 28 日	実地	11

	知事部局等	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
7	西部厚生環境事務所・西部保健所	平成26年11月6日	平成26年10月16日, 23日	実地	12
8	西部東厚生環境事務所・西部東保健所	平成26年11月6日	平成26年10月17日	実地	14
9	県立総合精神保健福祉センター	平成26年9月11日	平成26年8月29日	実地	15
10	大阪情報センター	平成26年10月10日	平成26年10月10日	実地	16
11	県立福山高等技術専門学校 ※	平成27年1月30日	平成26年9月25日	書面	17
12	東部農林水産事務所	平成26年10月29日	平成26年10月8日, 9日	実地	21
13	北部農林水産事務所	平成26年10月21日	平成26年10月2日 平成27年1月8日	実地	22
14	東部畜産事務所	平成26年10月29日	平成26年10月8日, 9日	実地	23
15	北部畜産事務所	平成26年10月21日	平成26年10月2日	実地	24
16	東部家畜保健衛生所	平成26年10月29日	平成26年10月8日, 9日	実地	25
17	北部家畜保健衛生所	平成26年10月21日	平成26年10月2日	実地	26
18	西部建設事務所(呉支所, 廿日市支所, 安芸太田支所, 東広島支所)	平成27年1月27日	平成27年1月7日, 9日, 14日, 16日	実地	27
19	県立安芸津病院	平成27年1月22日	平成27年1月8日	実地	29

	教育委員会	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
20	西部教育事務所	平成27年1月30日	平成26年9月24日	書面	31
21	東部教育事務所	平成27年1月30日	平成26年9月26日	書面	32
22	県立上下高等学校 ※	平成27年2月16日	平成26年11月5日	書面	33

	警察本部等	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
23	福山東警察署	平成26年9月5日	平成26年9月5日	実地	34

(2) 財政的援助団体

	出資法人	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
24	広島高速道路公社	平成 26 年 11 月 27 日	平成 26 年 11 月 11 日	実地	35
25	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構	平成 26 年 12 月 2 日	平成 26 年 11 月 12 日, 13 日	実地	37
26	公益財団法人広島県教育事業団	平成 26 年 12 月 18 日	平成 26 年 12 月 3 日	実地	39
27	公益財団法人ひろしま文化振興財団	平成 27 年 2 月 4 日	平成 27 年 1 月 21 日	実地	42
28	一般財団法人広島県環境保全公社	平成 27 年 1 月 20 日	平成 26 年 12 月 12 日	実地	44
29	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	平成 27 年 1 月 29 日	平成 27 年 1 月 13 日, 14 日	実地	46
30	一般財団法人中央森林公園協会	平成 27 年 2 月 3 日	平成 27 年 1 月 20 日	実地	48
31	一般社団法人広島県畜産協会	平成 27 年 1 月 8 日	平成 26 年 12 月 9 日	実地	50
32	株式会社水みらい広島	平成 26 年 12 月 19 日	平成 26 年 11 月 26 日, 27 日	実地	51
33	株式会社広島テクノプラザ	平成 27 年 1 月 9 日	平成 26 年 12 月 17 日	実地	53
34	株式会社ひろしまイノベーション推進機構	平成 27 年 1 月 16 日	平成 26 年 12 月 10 日	実地	55

	出資法人以外の補助団体	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
35	社会福祉法人呉同済義会	平成 27 年 2 月 16 日	平成 26 年 12 月 9 日	書面	56
36	学校法人 I G L 学園	平成 27 年 2 月 16 日	平成 26 年 11 月 18 日	書面	57
37	学校法人比治山学園	平成 27 年 3 月 2 日	平成 27 年 1 月 8 日	書面	58
38	医療法人厚生堂	平成 27 年 2 月 16 日	平成 26 年 12 月 18 日	書面	60
39	三次地方森林組合	平成 26 年 11 月 25 日	平成 26 年 11 月 25 日	実地	61
40	一般社団法人広島県清港会	平成 27 年 2 月 16 日	平成 26 年 11 月 7 日	書面	62
41	福山商工会議所	平成 27 年 2 月 16 日	平成 26 年 11 月 14 日	書面	63

	出資法人以外の補助団体	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
42	一般社団法人広島市医師会	平成 27 年 2 月 16 日	平成 26 年 11 月 19 日	書面	64
43	広島化成株式会社	平成 27 年 2 月 16 日	平成 26 年 11 月 28 日	書面	65
44	ダイキョーニシカワ株式会社	平成 27 年 2 月 16 日	平成 26 年 12 月 18 日	書面	66

	指定管理者	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
45	広島県ビルメンテナンス協同組合	平成 27 年 2 月 16 日	平成 26 年 12 月 5 日, 8 日	書面	67
46	堀田・誠和共同企業体	平成 27 年 2 月 16 日	平成 26 年 12 月 10 日, 11 日	書面	69
47	RCCホールマネジメントグループ	平成 27 年 3 月 2 日	平成 27 年 1 月 22 日	書面	70
48	ビルックス株式会社	平成 27 年 3 月 2 日	平成 27 年 1 月 23 日	書面	71
49	アマノマネジメントサービス株式会社	平成 27 年 3 月 2 日	平成 27 年 1 月 27 日	書面	72

注 機関名のあとに「※」を表記している機関は、抜き打ち的監査を実施した機関である。
(抜き打ち的監査：あらかじめ監査調書を求めず、通知後速やかに実施する監査)

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町10番52号	広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・ 組織体制（人数は、平成26年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	13人	1課	総務課
西部総務事務所総務第二課	12人	1課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	18人	2課	総務課，経理課
西部総務事務所東広島支所	24人	2課	総務課，経理課

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

ア 地域における危機管理体制の強化について

本県の各地域における危機管理体制については、昨年度の総務事務所の監査において、緊急時における指揮命令系統の確保について意見を述べたところであり、これを受けて、遠距離通勤により参集が不可能な場合の初動時の代理者が指定されたところである。

また、平成23年4月に、大規模災害発生時に災害対策支部の職員を市町情報収集連絡員として各市町災害対策本部に派遣する制度が設けられ、今年8月に広島市内で未明に発生した土砂災害において、初めて西部総務事務所職員が派遣されたところである。

こうした災害時においては、実効性の高い指揮命令系統の確保と市町等との緊密な連携が極めて重要である。このため、今後は新たに指定された代理者が初動時に有効に機能するかどうか、危機管理監や市町等と連携の上、勤務時間外を想定した訓練を実施するとともに、市町情報収集連絡員の機能が十分に発揮できるよう、平素から市町の防災担当者等と情報交換を行うなど、顔の見える関係づくりに努めていただきたい。

イ 地方機関庁舎の有効活用について

西部総務事務所では、本年4月から各庁舎において会議室の一時使用が開始されているが、ほとんど利用されていない。これは、利用が公益目的に限られていることや利用時間が原則開庁時間のみとされるなど利用条件が限定的であること、広報が不十分であることなどに起因すると考えられる。

このため、本庁と連携の上、地域ニーズを十分に把握し、利用条件を緩和するなど一歩踏み込んだ庁舎の提供方法を検討するとともに、広報の強化に努め、庁舎の利用促進を図っていただきたい。

2 東部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

- ・ 組織体制（人数は、平成26年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部総務事務所	25人	2課	総務課，経理課
東部総務事務所総務第二課	12人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

ア 地域における危機管理体制の強化について

本県の各地域における危機管理体制については、昨年度の総務事務所の監査において、緊急時における指揮命令系統の確保について意見を述べたところであり、これを受けて、遠距離通勤により参集が不可能な場合の初動時の代理者が指定されたところである。

また、平成23年4月に、大規模災害発生時に災害対策支部の職員を市町情報収集連絡員として各市町災害対策本部に派遣する制度が設けられ、今年8月に広島市内で未明に発生した土砂災害において、初めて職員が派遣されたところである。

こうした災害時においては、実効性の高い指揮命令系統の確保と市町等との緊密な連携が極めて重要である。このため、今後は新たに指定された代理者が初動時に有効に機能するかどうか、危機管理監や市町等と連携の上、勤務時間外を想定した訓練を実施するとともに、市町情報収集連絡員の機能が十分に発揮できるよう、平素から市町の防災担当者等と情報交換を行うなど、顔の見える関係づくりに努めていただきたい。

イ 地方機関庁舎の有効活用について

東部総務事務所では、本年4月から、各庁舎において会議室の一時使用が開始されているが、ほとんど利用されていない。これは、利用が公益目的に限られていることや利用時間が原則開庁時間のみとされるなど利用条件が限定的であることや、広報が不十分であることなどに起因すると考えられる。

このため、本庁と連携の上、地域ニーズを十分に把握し、利用条件を緩和するなど一歩踏み込んだ庁舎の提供方法を検討するとともに、広報の強化に努め、庁舎の利用促進を図っていただきたい。

3 北部総務事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること
- ・ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・ 組織体制（人数は、平成26年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部総務事務所	17人	2課	総務課，経理課
北部総務事務所総務第二課	14人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

ア 地域における危機管理体制の強化について

本県の各地域における危機管理体制については、昨年度の総務事務所の監査において、緊急時における指揮命令系統の確保について意見を述べたところであり、これを受けて、遠距離通勤により参集が不可能な場合の初動時の代理者が指定されたところである。

また、平成23年4月に、大規模災害発生時に災害対策支部の職員を市町情報収集連絡員として各市町災害対策本部に派遣する制度が設けられ、北部総務事務所では、平成26年8月の大雨において、試行的に三次市に職員を派遣したところである。

こうした災害時においては、実効性の高い指揮命令系統の確保と市町等との緊密な連携が極めて重要である。このため、今後は新たに指定された代理者が初動時に有効に機能するかどうか、危機管理監や市町等と連携の上、勤務時間外を想定した訓練を実施するとともに、市町情報収集連絡員の機能が十分に発揮できるよう、平素から市町の防災担当者等と情報交換を行うなど、顔の見える関係づくりに努めていただきたい。

イ 地方機関庁舎の有効活用について

北部総務事務所では、本年4月から各庁舎において会議室の一時使用が開始されているが、ほとんど利用されていない。これは、利用が公益目的に限られていることや利用時間が原則開庁時間のみとされるなど利用条件が限定的であること、広報が不十分であることなどに起因すると考えられる。

このため、本庁と連携の上、地域ニーズを十分に把握し、利用条件を緩和するなど一歩踏み込んだ庁舎の提供方法を検討するとともに、広報の強化に努め、庁舎の利用促進を図っていただきたい。

4 東部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること，申告書や届出の受付に関すること
滞納となった県税の領収に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部県税事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，
東部県税事務所尾道分室	尾道市古浜町26番12号	府中市，世羅郡，神石郡

- ・組織体制（人数は，平成26年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部県税事務所	63人	4課 1班	地方税特別滞納整理班，税務管理課， 滞納整理課，課税第一課，課税第二課
東部県税事務所尾道分室	11人	2班	納税班，滞納整理班

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 北部県税事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること，申告書や届出の受付に関すること
滞納となった県税の領収に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

所在地	所管区域
三次市十日市東四丁目 6 番 1 号	三次市，庄原市

- ・ 組織体制（人数は，平成 26 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課の数	課名等
20 人	2 課	収納管理課，課税課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 自治総合研修センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県及び市町の職員に対する研修の企画及び実施
研修の内容及び方法の調査研究
研修についての関係機関に対する協力及び技術的助言
- ・ 所在地 広島市中区富士見町11番6号
- ・ 職員数 15人（平成26年4月1日現在の常勤職員及び市派遣職員の合計）
- ・ 研修実績（平成25年度）

研 修 種 別		定員(人)	受講者数(人)		
			県	市町	計
一般研修	県単独	620	630		630
	市町単独	1,270		1,135	1,135
	合同	1,585	431	1,107	1,538
	小 計	3,475	1,061	2,242	3,303
特別研修	住民起点	132	51	73	124
	政策形成	242	97	121	218
	組織マネジメント	904	303	462	765
	経営改革	668	379	230	609
	業務遂行	1,058	451	541	992
	政策研修指導者派遣事業	—		31	31
	小 計	3,004	1,281	1,458	2,739
合 計		6,479	2,342	3,700	6,042

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 西部厚生環境事務所・西部保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部厚生環境事務所・西部保健所	廿日市市桜尾二丁目2番68号	広島市，呉市，大竹市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	広島市中区基町10番52号	
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	

- ・組織体制（人数は，平成26年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部厚生環境事務所・西部保健所	65人	5課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課，試験検査課
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	49人	3課	厚生課，保健課，衛生環境課，
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	23人	2課	厚生保健課，衛生環境課

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

ア 県単独補助金の額の確定事務について

結核予防費補助金（平成25年度）の額の確定事務において，補助事業者から提出された実績報告に基づいて額を確定しているが，報告された実績額の裏付けとなる支出証拠書類が不十分であった。補助事業者に，実績報告書に適正に確認できる資料を添付させるよう求める必要がある。（西部厚生環境事務所・西部保健所）

イ 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

（西部厚生環境事務所・西部保健所（支所分を除く））

区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成24年10月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	2人 646,660円	2人 423,180円

(西部厚生環境事務所・西部保健所広島支所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 24 年 10 月]
生活保護費に係る戻入金・返還金	174 人 66,887,332 円	178 人 57,950,906 円

(西部厚生環境事務所・西部保健所呉支所)

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 24 年 10 月]
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4 人 1,523,630 円	4 人 1,469,302 円

【検討要請事項】

厚生環境事務所・保健所におけるがん対策について

県では「がん対策日本一」を掲げ、がん検診の受診率向上に向けて全県的に取り組んでおり、平成 25 年 3 月に策定された「健康ひろしま 21」ではがん検診受診率 50%という目標を掲げているが、地域保健・医療を担う事務所として、積極的な取組が見られない。目標を達成するため、市町や地元企業と一体となって受診率の向上に取り組んでいただきたい。

8 西部東厚生環境事務所・西部東保健所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること
環境保全・廃棄物対策に関すること など

- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部東厚生環境事務所・ 西部東保健所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	竹原市，東広島市，豊田郡

- ・組織体制（人数は，平成 26 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部東厚生環境事務所・西部東保健所	48 人	4 課	厚生課，保健課，生活衛生課， 環境管理課

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

厚生環境事務所・保健所におけるがん対策について

県では「がん対策日本一」を掲げ，がん検診の受診率向上に向けて全県的に取り組んでおり，平成 25 年 3 月に策定された「健康ひろしま 21」ではがん検診受診率 50%という目標を掲げているが，地域保健・医療を担う事務所として，積極的な取組が見られない。目標を達成するため，市町や地元企業と一体となって受診率の向上に取り組んでいただきたい。

9 県立総合精神保健福祉センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及，調査研究
精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談，指導（複雑又は困難なもの）
及びこれに付随する診療
回復途上にある精神障害者に対する生活指導，作業指導及びこれに付随する
診療
- ・ 所在地 安芸郡坂町北新地二丁目3番77号
- ・ 組織体制 3課（総務企画課，地域支援課，生活支援課）
- ・ 職員数 21人（平成26年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 主な事業実績（平成25年度）

(ア) 技術指導・技術援助

実施回数	参加延人員
115回	2,241人

(イ) 相談指導（延人員）

個別相談	電話相談	集団指導
2,905人	1,261件	476人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

10 大阪情報センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県内産業の振興に資する情報の収集及び提供
県内への企業立地及び投資促進に関し本県と関係方面との間における事務の推進及び連絡
本県観光地の宣伝及び紹介
- ・ 所在地 大阪市北区梅田一丁目3番1-800号
- ・ 職員数 5人（平成26年4月1日現在の常勤職員及び市派遣職員の合計）
- ・ 主な事業（平成25年度）
企業誘致活動（個別企業訪問，企業立地セミナーなどの開催等）
観光情報の収集・提供，観光宣伝・紹介
U・Iターン就職希望者に対する就職支援活動，大学等への情報提供・収集

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

11 県立福山高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施
公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練の援助
その他，職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・ 所在地 福山市山手町六丁目 30 番 1 号
- ・ 組織体制 2 課（庶務課，訓練課）
- ・ 職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 20 人
- ・ 職業訓練実施状況（平成 25 年度）

ア 施設内訓練

訓練種類	訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数	
普通課程	機械システム科	1 年	20	19	18	18	18	
	電気設備科	1 年	20	28	18	16	16	
	自動車整備科（1 年）	2 年	20	25	19	—	—	
	自動車整備科（2 年）		20	—	17	16	16	
	溶接加工科	1 年	20	18	18	13	13	
	建築科	1 年	20	15	15	13	13	
	小 計			120	105	105	76	76
短期課程	溶接加工科	1 年	若干名	5	2	1	1	
	建築科	1 年	若干名	3	3	2	1	
	住宅設備 メンテナンス科	前記	6 か月	20	20	19	16	4
		後期	6 か月	20	15	12	12	8
	小 計			40	43	36	31	14
合 計			160	148	141	107	90	

（注）就業者数は，修了 3 か月後における就職者，自営業の就業者の合計。

イ 委託訓練

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
経理ビジネス科	3 か月	20	31	20	19	12
オフィスマスター科	3 か月	20	50	20	20	15
経理事務科	3 か月	20	27	19	16	11
パソコン活用マスター科	3 か月	20	59	20	18	11
ファイナンシャルプランナー科	3 か月	21	25	21	20	12
OA事務・Web科	3 か月	21	44	20	18	12
総務経理実務科	3 か月	21	30	21	16	7
OA経理事務マスター科	4 か月	20	81	20	20	17
介護福祉科	3 か月	21	31	21	21	21
オフィスビジネス科	4 か月	20	33	20	18	18
メディカル科	3 か月	21	36	21	21	15
パソコンマスター科	3 か月	20	72	21	18	16
介護職員養成科	3 か月	20	23	19	18	15
OA事務科	3 か月	21	35	21	19	12
簿記・経理スタッフ養成科	4 か月	20	61	20	20	7
医療事務科	3 か月	21	31	22	20	7
介護初任者研修養成科	3 か月	20	23	20	20	13
オフィスマスター科②	3 か月	20	39	20	17	6
企画営業職実践科	3 か月	20	17	14	12	5
介護福祉科②	3 か月	20	18	14	14	2
メディカル科②	3 か月	20	47	20	20	15
介護福祉士養成科（1年）	2年	40	48	40	-	-
介護福祉士養成科（2年）		40	-	37	33	32
23科	合計	507	861	491	418	281

(注) 就業者数は、修了3か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

ウ 在職者訓練

講座名等	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
機械加工科（フライス盤技術）	18	10	12	12	12
機械加工科（汎用旋盤Ⅰ）	18	10	12	12	12
機械加工科（汎用旋盤Ⅱ）	18	10	10	10	9
機械製図科（AUTOCAD 初級講習）	30	10	8	8	6
溶接科（溶接技能講習Ⅰ）	12	10	9	9	9
溶接科（溶接技能講習Ⅱ）	12	10	11	11	10
電気工事科（第一種電気工事士学科講習）	12	20	22	20	13
介護サービス科（介護福祉士受験対策講習）	24	20	31	23	17
8 講座	合計	100	115	105	88

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 現金の管理について

常時の資金前渡による現金の使用に際しては、現金出納簿（以下「出納簿」という。）により管理することとなっているが、1か月分の領収書を保管のうえ事後整理することが常態化していたため、監査日現在における出納簿記載金額と実際の現金が一致していなかった。出納簿は出納の都度記載し、適正な事務処理に努められたい。

根拠	広島県会計規則第81条，第82条
----	------------------

イ 郵便切手の管理について

郵便切手の使用に際しては、郵便切手類出納簿（以下「出納簿」という。）により管理することとなっているが、使用状況を管理する郵便切手受払簿に基づき事後処理することが常態化していたため、監査日現在における出納簿記載枚数と実際の郵便切手枚数が一致していなかった。出納簿は出納の都度記載し、適正な管理に努められたい。

根拠	広島県物品管理規則第41条
----	---------------

ウ 借受物品の管理について

次の借受物品について、借受期間の延長を備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受物品	乾式複写機 2台
根拠	広島県物品管理規則第41条

エ 委託契約に係る事務処理について

次の委託契約について、執行伺いに別の業務の伺い文を添付していたが、誤りに気づかないまま決裁していた。適正な事務処理に努められたい。

業務名	広島県立福山高等技術専門校空調設備・消防用設備保守点検業務（平成25～27年度）
-----	--

12 東部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	福山市，府中市，神石郡 三原市，尾道市，世羅郡
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	尾道市古浜町26番12号	三原市，尾道市，世羅郡

- ・ 組織体制（人数は平成26年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部農林水産事務所	60人	4課 1事務所	農村振興課，水産課，農村整備課， 林務課，三川ダム管理事務所
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	54人	4課	農村振興課，農村整備課， 重井・三河農業水利改良課，林務課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

13 北部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・ 組織体制（人数は，平成26年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課の数	課名等
72人	5課	農村振興課，農村整備第一課，農村整備第二課，林務第一課，林務第二課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

補助金の交付事務について

次の補助金について，一部に誤りのある交付申請書に基づいて交付決定及び額の確定をし，過大に交付していた。補助金の一部返還を求めるとともに，適正な事務処理に努められたい。

補助金名	森林環境保全直接支援事業補助金（平成24年度・25年度）
内 容	補助金の算定基礎となる標準経費の一部を誤って算定していたため，平成24年度16,600円，平成25年度110,080円が，過大交付になっていた。

【改善を求める事項】

補助金の交付事務について

森林環境保全直接支援事業補助金の交付事務における補助金額の算定誤りについては，交付申請書類のチェックを行えば容易に誤りを発見できるものであったが，決裁の過程においても全くチェックが行われず，提出された交付申請を基に誤った金額で交付していた。

また，平成25年度後期分の補助金に係る交付事務では，申請額の算定誤りに気付き，修正を行っていたが，この時点で，同年度前期分以前の補助金についても，同様の算定誤りの可能性があることは容易に思料できたにもかかわらず，それらの確認を怠っていた。

管理職は，適正な補助金交付事務の重要性を十分認識し，職員の意識の向上と内部統制機能の強化を図る必要がある。

14 東部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡

- ・ 組織体制（人数は，平成26年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課等の数	課名等
22人	2課	畜産振興課，防疫課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 北部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など

- ・ 所在地，所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・ 組織体制（人数は，平成26年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

人数	課等の数	課名等
22人	2課	畜産振興課，防疫課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

16 東部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の増殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など

- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 世羅郡, 神石郡

- ・ 職員数 1人 (平成26年4月1日現在の常勤職員数)
ただし, 東部畜産事務所次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

17 北部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の増殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市, 庄原市

- ・ 職員数 1人 (平成26年4月1日現在の常勤職員数)
ただし, 北部畜産事務所次長が兼職

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

18 西部建設事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること
道路・河川などの維持管理に関すること
公共用地の取得に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部建設事務所（※）	広島市南区比治山本町16番12号	広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡，豊田郡
西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計3087番地	
西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・組織体制（人数は，平成26年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部建設事務所（※）	139人	11課 1班 1事務所	事業調整特別班，建設総務課， 建設業課，用地第一課，用地第二課， 管理課，維持第一課，維持第二課， 工務第一課，工務第二課，建築課， 東部連続立体交差事業課， 魚切ダム管理事務所
西部建設事務所呉支所	54人	4課 1班 1事務所	事業調整特別班，管理課，用地課， 維持課，工務課，野呂川ダム管理事務所
西部建設事務所廿日市支所	43人	3課 1班	事業調整特別班，管理用地課，土木課， 厳島港整備課
西部建設事務所安芸太田支所	47人	3課 1班	事業調整特別班，建設総務課，管理用地課，土木課
西部建設事務所東広島支所	80人	5課 1班 1事務所	事業調整特別班，管理課，用地課， 維持課，工務第一課，工務第二課， 棕梨ダム管理事務所

（※）西部建設事務所については，今回，監査を実施していない。

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

道路・河川等占用料の請求漏れについて

平成26年10月，道路・河川等の占用許可に係る占用料について，土木局の調査により全県で86件，1,894,074円の請求漏れが判明した。

この請求漏れを受けて，本庁監査の一環として平成26年11月に監査委員が調査したところ，

東広島支所において新たに5件、9,040円の請求漏れがあることが確認された。

また、平成27年1月に実施した職員調査では、廿日市支所において新たに1件860円の請求漏れがあることが確認された。

これらの請求漏れについては、土木局において全建設事務所に対し再度請求漏れの有無と原因の調査が行われているところであるが、事務所では請求漏れの有無の確認及び原因の分析を徹底するとともに、本庁等と連携して占用許可の事務処理の標準化を図り、組織的なチェック体制の確立を図るなど再発防止に早急に取り組む必要がある。

19 県立安芸津病院

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- ・ 所在地 東広島市安芸津町三津 4388 番地
- ・ 職員数 114 人（平成 26 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 診療科 11 科（内科，小児科，外科，整形外科，リハビリテーション科，放射線科，婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，皮膚科，泌尿器科）
- ・ 病床数 125 床（うち 25 床を休床。平成 26 年 4 月 1 日現在）
- ・ 患者数等の状況（平成 25 年度）

入 院			外 来	
延患者数	1 日平均患者数	病床利用率	延患者数	1 日平均患者数
30,546 人	83.7 人	83.7%	75,709 人	310.3 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における支出事務について

次の委託契約において、委託期間を平成 26 年 4 月から 6 月までとしていたが、平成 26 年 7 月以降も委託期間の更新手続を行わず、支出命令の根拠がないまま、委託料を支払っていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	県立安芸津病院病理組織検査業務（平成 26 年度）
根 拠	広島県病院事業財務規程第 24 条

イ 実地たな卸の立会について

実地たな卸を行う場合は、企業主管課長の指名するたな卸資産の受払いに関係のない職員が立ち合わなければならないが、立会は行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県病院事業財務規程第 70 条第 3 項
-----	------------------------

【検討要請事項】

ア 債権管理・回収業務の委託について

県立安芸津病院では、平成 24 年度から司法書士法人に対して医業未収金回収業務の委託を実施しており、一定の成果を上げている。しかし、平成 26 年度に司法書士法人へ新たに委託すべき長期未収債権については整理中であるとして、監査時点においては、回収依頼がなされていなかった。

督促等が遅れると回収の可能性が低下することから、司法書士法人との緊密な連携のもと、できるだけ早期に回収依頼を行うことを検討していただきたい。

イ 委託契約における業者選定方法について

県立安芸津病院の委託契約においては、総合評価型の一般競争入札やプロポーザル方式のようなサービス面での競争性の確保を図ることのできる業者選定方法が導入されてい

ない。清掃業務や給食業務など患者等に対するサービスに直接関わる委託業務の質は、患者満足度等病院経営に大きな影響を与えることから、こうした業者選定方法の導入を検討していただきたい。

ウ 患者負担金の領収証の管理について

診療当日に患者から負担金の払込みを受けなかった場合、医事システムから出力された領収証は院内に保管しておき、後日払込みを受けた際に患者に交付しているが、より適切な事務処理を行うため、保管されている領収証と医事システムで未納となっている件数の定期的な確認に努めていただきたい。

20 西部教育事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言
市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免その他の人事及び研修
- ・ 所在地 本所：呉市西中央一丁目3番25号
支所：広島市安佐北区可部四丁目6番18号
- ・ 所管区域 本所：呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，江田島市，
府中町，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町
支所：安芸高田市，安芸太田町，北広島町
- ・ 組織体制 2課（総務課・教育指導課），1支所（芸北支所）
- ・ 職員数 36人（平成26年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 主な事業（平成26年度）
管内の市町教育長，小中学校教職員を対象とした研修会等の実施
学校訪問指導

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

21 東部教育事務所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言
市町立小中学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免その他の人事及び研修
- ・ 所在地 尾道市古浜町 26 番 12 号
- ・ 所管区域 三原市，尾道市，府中市，世羅町，神石高原町
- ・ 組織体制 2 課（総務課，教育指導課）
- ・ 職員数 18 人（平成 26 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 主な事業（平成 26 年度）
管内の市町教育長を対象とした会議，小中学校教職員を対象とした研修会等の実施
学校訪問指導

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 県立上下高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 府中市上下町上下 566
- ・教職員数 17 人 (11 人)

[平成 26 年 5 月 1 日現在で本務者数, () 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計である。]

- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		40	40	40	120
生徒数 (人)		33	30	21	84
充足率 (%)		82.5	75.0	52.5	70.0
進 学 就 職	大学・短大	2 人 (11.1%)			
	専修・各種	7 人 (38.9%)			
	就 職	7 人 (38.9%)			
	その他	2 人 (11.1%)			
退学者 (人)		4 (2)			
休学者 (人)		0			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成 26 年 5 月 1 日現在である。

・「進学就職」, 「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成 25 年度 (平成 26 年 3 月末現在) である。

・「退学者」の () 内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

23 福山東警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 福山市三吉町南二丁目5番31号
- ・所管区域 福山市東部（芦田川以東中心部）
- ・管内面積 87.527 km²
- ・管内人口 236,036人（平成26年4月1日現在）
- ・組織体制 13課1隊（警務課，会計課，留置管理課，生活安全課，刑事第一課，刑事第二課，交通総務課，交通機動捜査課，警備課，地域企画課，地域第一課，地域第二課，地域第三課，特別警ら隊）
- ・職員数（平成26年4月1日現在）

常勤職員数	358人
非常勤職員数	13人

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

郵便料金後納の導入について

福山東警察署では，平成25年度の郵便切手の使用実績が200万円を超えており，郵便切手の発注，保管等に係る管理や日々の発送に係る切手貼付等の事務の負担が大きくなっている。

料金後納を導入することにより，1か月分の郵便料金を翌月に一括払いでき，郵便切手の購入を少なくすることによる経理事務の省力化や切手の貼付事務の軽減による発送事務の効率化が見込まれることから，その導入について検討していただきたい。

24 広島高速道路公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
- ・ 住 所 広島市東区温品一丁目8番23号
- ・ 理事長 高井 巖
- ・ 設 立 平成9年6月3日
- ・ 役職員（平成26年10月1日現在）
 役員5人（うち常勤3人）
 職員67人（うち常勤63人，県派遣職員18人）
- ・ 主な事業 指定都市高速道路の新設、改築、維持、その他の管理及び国土交通省，広島県，広島市，西日本高速道路株式会社等からの受託事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成25年度
経常収益 A	10,380,349
経常費用 B	10,380,349
当期経常増減額 C (A - B)	0
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	0
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	0
資産合計 J (K + N)	372,786,707
負債合計 K	294,162,634
(うち、特別法上引当金等)	38,494,806
資本合計 L	78,624,073
(うち、基本金)	78,489,600
(うち、利益剰余金)	134,473
一般正味財産 M	78,624,073
正味財産合計 N	78,624,073

(注) 特別法上引当金等は、償還準備金（毎年の道路事業収支差額の繰入額）と償還準備積立金（道路の建設期間中に発生する消費税法第30条による課税仕入控除相当額）の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 78,489,600,000 円のうち, 39,244,800,000 円 (50%) を出資 (平成 26 年 3 月末現在)
(所管課 土木局道路河川管理課)

(イ) 特別転貸債による貸付 (所管課 土木局道路河川管理課)

・ 貸付金残高 38,939,498,597 円 (平成 26 年 3 月末現在)

・ 貸付の対象 高速道路建設事業資金

(ウ) 債務保証 (所管課 土木局道路河川管理課)

・ 債務保証残高 90,829,213,031 円 (平成 26 年 3 月末現在)

・ 保証の対象 国, 地方公共団体金融機構, 市中銀行等からの道路建設資金に係る借入金

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域医療の確保や総合的な健康づくりの推進とともに、地域包括ケアを推進するために必要な諸事業を行い、県民の健康の向上に寄与することを目的とする。
- ・ 住所 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 代表者 会長 松浦 雄一郎
- ・ 設立 平成2年3月23日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（平成26年9月30日現在）
 役員6人（うち常勤1人）
 職員129人（非常勤職員，嘱託職員を含む。）
- ・ 主な事業 地域医療を担う医師の配置調整，定着支援
 地域包括ケアを推進するための医療介護連携の構築支援及び在宅ケアの推進
 生活習慣病や結核などの疾病予防に関する知識の普及啓発や関係技術者の研修
 結核やがん，循環器疾患などの早期発見，早期治療のための健診
 結核などの呼吸器疾患を中心とした疾病の診療及び感染症の発生・まん延予防のための予防接種
 広島県健康福祉センターの建物の管理や研修室の貸し出し

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成25年度
経常収益 A	1,519,668
経常費用 B	1,491,875
当期経常増減額 C (A - B)	27,793
経常外収益 D	0
経常外費用 E	1,669
当期経常外増減額 F (D - E)	△1,669
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	26,124
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 G + H	26,124
資産合計 I (J + M)	1,236,491
負債合計 J	607,022
指定正味財産 K	65,000
(うち，基本財産充当額)	60,000
一般正味財産 L	564,469
正味財産合計 M (K + L)	629,469

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 60,000 千円のうち 40,000 千円 (66.7%) を出捐 (平成 26 年 9 月 30 日現在)
(所管課 健康福祉局医療政策課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県健康福祉センター
- ・指定期間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 65,950,000 円
平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 66,320,000 円
- ・所管課 健康福祉局医療政策課
- ・利用状況 (平成 25 年度)

利用料金	利用人員
14,110 千円	78,455 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 23,410,000 円のうち 20,000,000 円 (85.4%) を出捐 (平成 26 年 12 月 3 日現在)
(所管課 教育委員会事務局管理部総務課)

(イ) 公の施設の指定管理者 (監査対象分のみ記載)

広島県立総合体育館

- ・ 指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 598,880,000 円
(うち、平成 25 年度管理費用 119,139,000 円)
- ・ 所管課 教育委員会事務局教育部スポーツ振興課
- ・ 利用状況 (平成 25 年度)

利用料金収入	利用者数		
	大アリーナ	小アリーナ	武道場
511,118,570 円	1,866,966 人	297,903 人	241,479 人
	弓道場	プール	トレーニングルーム
	44,976 人	48,928 人	91,364 人
	健康・体カサポートセンター	会議室	合 計
	3,081 人	126,447 人	2,721,144 人

(ウ) 平成 25 年度広島県スポーツ会館管理運営費補助金を交付

(所管課 教育委員会事務局教育部スポーツ振興課)

- ・ 補助額 1,250,000 円 (総事業費 19,981,164 円, 補助対象経費 1,250,000 円)
- ・ 交付の目的 アマチュアスポーツの振興, 中・高校生の競技力向上, 県総合グラウンドの利用促進を図る。
- ・ 補助対象経費 スポーツ会館運営に係る人件費, 施設管理費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 会計事務について

会計事務について、次のとおり不適正なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 埋蔵文化財発掘に係る調査報告書の売払いに伴う仕訳において、収入科目として雑収入 (報告書売払収益) と預り金 (送料) で処理すべきところ、これら全てを雑収入に含めて処理していたため、正味財産増減計算書の報告書売払収益の額と附属明細表におけるたな卸資産の内訳 (頒布用報告書等) の払出し額が一致していなかった。

また、当該指摘事項については、平成 22 年度の監査で誤りを指摘しているにもかかわらず、是正がされていなかった。

根 拠	公益法人会計基準 第 1 総則 2 一般原則 (2)
-----	----------------------------

(イ) 賞与引当金については、本来、賞与を支払う際に取り崩す処理を行い、賞与支給額から賞与引当金を差し引いた額を経常費用（賞与）として計上しなければならないが、期末に経常外収益として計上し取り崩していた。そのため、費用が過大に計上され、正味財産増減計算書の経常費用や経常外収益が正しく表示されていなかった。

根 拠	企業会計原則 損益計算書原則一A
-----	------------------

イ 郵便切手類の管理について

郵便切手類の管理について、郵便切手類出納簿に記載された監査日現在の現在高と現物の在庫数量が一致していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

【改善を求める事項】

ア 現金の管理について

当座に必要な支払資金として、上限を5万円として手許現金を保管することを伺いで定めているが、現金管理者の指定等具体的な管理方法について規程等が整備されていなかった。

適正な現金の管理を行うため、他の公益財団法人の財務規程等を参考にして具体的な管理方法を明確にしておく必要がある。

イ 修繕工事の実施方法について

県立総合体育館の修繕等については、特別なものを除き、施設管理を再委託している業者と随意契約を締結し、実施させている。

法人の財務規程において競争入札を原則としている1件250万円以上のものについては、競争性が確保されるよう努める必要がある。

27 公益財団法人ひろしま文化振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民の生活の中に芽ばえる幅広い文化諸活動に対し，経済的に援助すること等により，心豊かなうるおいのある地域社会の創造に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区大手町一丁目5番3号 広島県民文化センター内
- ・ 代表者 理事長 森信 秀樹
- ・ 設立 昭和54年3月20日（平成21年4月1日から公益財団法人）
- ・ 役職員 役員15人 職員11人（非常勤職員を含む。）
（平成26年12月末現在）
- ・ 主な事業 文化活動への助成事業，地域文化の振興事業，地域の文化に関する情報等の収集・提供事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成25年度
経常収益 A	56,310
経常費用 B	55,755
当期経常増減額 C (A - B)	555
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	555
当期指定正味財産増減額 H	3,285
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	3,840
資産合計 J (K + N)	556,246
負債合計 K	11,972
指定正味財産 L	535,775
(うち基本財産充当額)	(532,745)
一般正味財産 M	8,499
(うち基本財産充当額)	(516)
正味財産合計 N (L + M)	544,274

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 533,261,056 円のうち 440,000,000 円 (82.5%) を出捐(平成26年3月31日現在)

(所管課 環境県民局文化芸術課)

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

中長期財務収支計画の策定について

監査調書では、金利低下による基本財産運用益の減少や、県からの委託料の縮小が課題としている一方で、中長期財務収支計画については、当財団の事業が、基本財産の運用益の範囲内で事業を行うこととしていることや、県からの委託事業であることを理由に、作成していないとしている。

持続可能な経営基盤を確立するためにも、将来的な収支バランスを見通した、中長期財務収支計画を策定するよう努められたい。

28 一般財団法人広島県環境保全公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県内から発生する廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図る。
- ・ 住 所 広島市中区中町8番18号
- ・ 代表者 理事長 田口 昌彦
- ・ 設 立 昭和57年4月1日
- ・ 役職員 (平成26年10月31日現在)
 役員 20人 (うち常勤3人)
 職員 26人 (うち2人は役員兼務)
- ・ 主な事業 箕島地区産業廃棄物等処理, 出島地区廃棄物等埋立処分, 普及啓発, 調査研究助成

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成25年度
経常収益 A	475,212
経常費用 B	370,101
当期経常増減額 C (A - B)	105,111
経常外収益 D	0
経常外費用 E	35,560
当期経常外増減額 F (D - E)	△35,560
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	69,551
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	69,551
資産合計 J (K + N)	6,101,613
負債合計 K	847,915
指定正味財産 L	300,000
(うち, 基本財産充当額)	300,000
一般正味財産 M	5,253,698
正味財産合計 N (L + M)	5,553,698

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 300,000,000 円のうち 250,000,000 円 (83.3%) を出捐 (平成27年1月20日現在)

(所管課 環境県民局産業廃棄物対策課)

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

中長期財務収支計画の策定について

平成 26 年 6 月に出島処分場が開業したことから、今後は公社における事業全体について、収支見通しを立てた上で、目標に向かって着実な取組を進めることが重要である。

このため、次期広島県廃棄物処理計画における廃棄物の排出見込み等を踏まえて、できる限り早期に中長期財務収支計画を策定し、持続可能な経営基盤を確立するよう努められたい。

29 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 農林地の保全・整備や農林業の振興・支援等を総合的に推進することにより、地球環境や国土の保全並びに快適で魅力ある農山村地域の実現を図り、もって心豊かで活力ある県民生活の向上に寄与する。
- ・ 住所 広島市中区大手町四丁目2-16
- ・ 代表者 理事長 梶保節男
- ・ 設立 平成25年3月21日
- ・ 役職員（平成26年11月1日現在）
 役員9人（うち常勤3人）
 職員59人（うち県派遣職員3人）
- ・ 主な事業 森林の保全整備・林業の担い手育成支援等に関する事業
 農業の担い手育成・経営支援等に関する事業
 農地中間管理事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成25年度
経常収益 A	619,605
経常費用 B	597,303
当期経常増減額 C (A - B)	22,302
経常外収益 D	1,683,073
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	1,683,073
法人税等 G	19,414
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	1,685,961
当期指定正味財産増減額 I	14,004
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	1,699,965
資産合計 K (L + M)	2,196,205
負債合計 L	493,240
指定正味財産 M	17,004
（うち、基本財産充当額）	3,000
一般正味財産 N	1,685,961
正味財産合計 O (M + N)	1,702,965

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産3,000,000円の全額を出捐

（所管課 農林水産局農林水産総務課）

(イ) 補助金

- | | | |
|---|--|--------------|
| a | 平成 25 年度農地保有合理化促進対策費補助金
(所管課 農林水産局農業担い手支援課) | 2,032,000 円 |
| b | 平成 25 年度広島県農林水産業関係単独事業補助金
(所管課 農林水産局農業担い手支援課) | 4,490,000 円 |
| c | 平成 25 年度森林整備加速化・林業再生基金事業補助金
(所管課 農林水産局林業課) | 27,524,438 円 |
| d | 平成 25 年度森林環境保全直接支援事業補助金
(所管課 農林水産局林業課) | 1,032,700 円 |

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、予定価格の決定の参考となる設計金額は定めていたものの、予定価格を定めず契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	森林・林業人材育成加速化事業中現場指導者育成研修業務委託
根拠	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団財務規程 第 44 条 広島県契約規則 第 19 条, 第 31 条

30 一般財団法人中央森林公園協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県が設置する広島県立中央森林公園等の施設を管理運営し、庭園空港都市の創造，発展に寄与する。
- ・ 住 所 三原市本郷町上北方 1315 番地
- ・ 代 表 者 理事長 石丸 榮満
- ・ 設 立 平成 4 年 4 月 6 日（平成 25 年 4 月 1 日一般財団法人へ移行）
- ・ 役 職 員（平成 26 年 12 月 31 日現在）
 - 役員 11 人（常勤 1 人）
 - 評議員 5 人
 - 職員 7 人
- ・ 主な事業 中央森林公園（公園センター等地区）の管理運営（指定管理者）

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 25 年度
経常収益 A	132,893
経常費用 B	132,735
当期経常増減額 C (A - B)	158
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	158
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	158
資産合計 J (K + N)	82,069
負債合計 K	22,736
指定正味財産 L	30,000
（うち、基本財産充当額）	30,000
一般正味財産 M	29,333
正味財産合計 N (L + M)	59,333

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成 25 年度県立中央森林公園（公園センター等地区）利用料金の減免に伴う負担金を交付

（所管課 環境県民局自然環境課）

- ・ 負担金の額 12,485,980 円（対象経費 12,485,980 円）
- ・ 交付の目的 指定管理者が条例に基づき減免した利用料金を負担する。
- ・ 対象経費 県立中央森林公園（公園センター等地区）施設の利用料金の減免額

(イ) 基本金 30,000,000 円のうち、13,500,000 円 (45.0%) を出捐 (平成 27 年 1 月 20 日現在)

(所管課 環境県民局自然環境課)

(ウ) 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 広島県立中央森林公園 (公園センター等地区)
- ・ 指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

・ 指定期間に係る管理費用の上限額

平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 247,500,000 円

(うち、平成 25 年度管理費用 49,500,000 円)

平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 254,575,000 円

(うち、平成 26 年度管理費用 50,915,000 円)

・ 所管課 環境県民局自然環境課

・ 利用状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
日本庭園 (三景園)	56,926 人	74,376 人	77,556 人
レンタサイクル	34,323 人	36,102 人	34,040 人
バーベキュー	11,668 人	13,117 人	13,170 人
運動広場	13,275 人	12,516 人	12,938 人
駐車場	44,397 台	46,642 台	45,118 台
入込み総数	225,900 人	245,800 人	244,600 人
利用料金収入	37,249,030 円	40,340,030 円	38,958,460 円

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

個人を受託者とする委託契約について

「三景園の樹木管理等業務」(平成 26 年度)について、個人と委託契約を締結し業務を委託しているが、就業場所、勤務日及び勤務時間の指定など、一般財団法人中央森林公園協会の実質的な指揮命令の下に業務が行われており、業務委託契約で必要とされる受託者の事業者性が認められる可能性が低いことから、業務執行形態を適正に見直す必要がある。

【検討要請事項】

施設の維持管理について

県立中央森林公園は、開園後 21 年が経過しているが、近年、サイクリング需要が増加していることから、サイクリングロードの木造橋や防護柵等公園内の施設について、利用者の安全性が確保されるよう、県の関係部局と連携し点検や計画的な修繕を行い、適正な維持管理に努めていただきたい。

31 一般社団法人広島県畜産協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県内において畜産業を営む者の経営及びその組織する団体等の運営について指導や支援等を行い，消費者等に畜産に関する知識の普及啓発を図ることにより，畜産の安定的な発展と畜産の推進に寄与する。
- ・ 住所 広島市中区大手町四丁目7-3
- ・ 代表者 会長理事 水永祐治
- ・ 設立 平成13年4月1日（平成25年4月1日一般社団法人へ移行）
- ・ 役職員（平成26年11月30日現在）
 役員20人（うち常勤1人）
 職員8人
- ・ 主な事業 畜産経営安定のための各種補助金の交付事業
 畜産経営に係る改善のための経営分析及び情報提供事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成25年度
経常収益 A	821,482
経常費用 B	334,931
当期経常増減額 C (A - B)	486,551
経常外収益 D	0
経常外費用 E	497,209
当期経常外増減額 F (D - E)	△497,209
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	△10,658
当期指定正味財産増減額 H	164,284
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	153,626
資産合計 J (K + O)	1,495,488
負債合計 K	572,552
指定正味財産 M	753,094
（うち，基本財産充当額）	0
一般正味財産 N	169,842
正味財産合計 O (M + N)	922,936

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産等135,700,000円のうち57,500,000円（42.4%）を出捐
 （所管課 農林水産局畜産課）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

32 株式会社水みらい広島

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的
 県企業局と民間企業がそれぞれの得意分野を生かすことによって、県営水道事業の運営基盤の強化、市町水道事業の管理の一元化を進め、県民・企業から信頼される持続可能な水道事業の実現に貢献する。
 また、新たな収益源の確保により、地域経済の発展・活性化に寄与する。
- ・ 住 所
 広島市中区三川町7番1号
- ・ 代表者
 代表取締役社長 真鍋 孝利
- ・ 設 立
 平成24年9月21日
- ・ 役職員（平成26年10月31日現在）
 役員5人（うち常勤1人）
 職員46人（うち県派遣職員17人）
- ・ 主な事業
 水道施設等の運転、維持管理（指定管理者）、水道等に関するコンサルティング業務、人材育成・研修業務等

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成25年度
売上高	A 538,416
売上原価	B 450,804
販売費及び一般管理費	C 70,895
営業利益	D (A - B - C) 16,717
営業外収益	E 37
営業外費用	F 0
経常利益	G (D + E - F) 16,754
特別利益	H 0
特別損失（固定資産除却損）	I 0
税引前当期純利益	J (G + H - I) 16,754
当期純利益	9,353
資産合計	K (L + M) 224,756
負債合計	L 171,316
純資産合計	M 53,439
（資本金）	(60,000)
（利益剰余金）	(△6,560)

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 資本金 60,000,000 円のうち 21,000,000 円 (35%) を出資
(所管課 企業局水道課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- a 施設名 広島西部地域水道用水供給水道
- ・指定期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
 - ・指定期間に係る管理費用の上限額 2,953,500 千円
(うち、平成 25 年度管理費用 553,208 千円)
 - ・所管課 企業局水道課
 - ・事業概要

給 水 開 始	昭和 51 年 7 月
水 源	魚切ダム (八幡川), 弥栄ダム (小瀬川)
計 画 給 水 量	123,000 m ³ /日
現 有 施 設 能 力	123,000 m ³ /日 [白ヶ瀬浄水場 67,000 m ³ /日 三ツ石浄水場 56,000 m ³ /日]
一日最大給水量	66,468 m ³ /日 (実績)
一日平均給水量	56,973 m ³ /日 (実績)
給 水 先	広島市, 廿日市市, 大竹市

・平成 25 年度事業実績 (単位: m³)

給 水 先	実給水量 A	未達水量 B	減免水量 C	超過水量 D	有収水量 A+B-C
広 島 市	8,818,810	0	0	0	8,818,810
廿日市市	11,169,389	3,991	3,991	0	11,169,389
大 竹 市	807,097	0	0	0	807,097
合 計	20,795,296	3,991	3,991	0	20,795,296

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

発注業務における事務処理について

第一次中期経営計画では、調達活動について、委託・修繕発注の際は、複数社から見積り徴取するとされ、経理規程第 63 条により定められた業務手順書の業務フロー (発注) においても、2 社以上の見積り依頼とされているが、工事請負契約や業務委託契約等の発注業務において、複数社からの見積り徴取が可能であったにもかかわらず、1 社の見積りにより契約を締結しているものがあつた。また、業務手順書以外に、見積業者の選定や契約の方法等の、具体的な事務処理について定めたものがなかつた。

コンプライアンスの徹底と透明性を持って調達するという経営計画の理念を実現するためにも、契約等に係る事務処理の根拠となる規程を整備する必要がある。

33 株式会社広島テクノプラザ

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 頭脳立地構想に基づく県内産業の技術高度化を支援する中核的施設の設置及び運営
- ・ 住 所 東広島市鏡山三丁目 13 番 26 号
- ・ 代表者 代表取締役社長 三島 裕三
- ・ 設 立 平成 2 年 4 月 26 日
- ・ 役職員 (平成 26 年 11 月 30 日現在)
 - 役員 12 人 (うち常勤 4 人)
 - 職員 14 人 (うち県派遣職員 1 人)
- ・ 主な事業 研究開発の支援 (試験研究設備・機器の賃貸, 貸室・貸会議室の賃貸, 宿泊事業等)
 - 人材の育成 (技術研修の実施等)
 - 産学官交流の促進 (各研究会事務局として講演会の開催等)

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 25 年度
売上高 A	263,486
売上原価 B	195,174
販売費及び一般管理費 C	65,562
営業利益 D (A - B - C)	2,749
営業外収益 E	6,969
営業外費用 F	7
経常利益 G (D + E - F)	9,711
特別利益 H	326
特別損失 (固定資産除却損) I	3,188
税引前当期純利益 J (G + H - I)	6,849
当期純利益	3,434
資産合計 K (L + M)	1,988,552
負債合計 L	21,786
純資産合計 M	1,966,766
(資本金)	100,000
(資本剰余金)	1,788,103
(利益剰余金)	78,662

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金無償減資前 2,685,000,000 円のうち 800,000,000 円 (29.8%) を出資
(所管課 商工労働局産業政策課)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

宿泊施設に係るシャワーカーテン等のクリーニングについて

宿泊施設に係るリネンサプライ等委託契約が締結されているが、当該委託契約の仕様書に掲げられていないシャワーカーテン及び布団のクリーニングも併せて実施されており、また、その代金を当該委託契約の支払に含めていた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	株式会社広島テクノプラザ経理規程 第 25 条, 第 26 条
----	---------------------------------

【改善を求める事項】

宿泊施設に係る委託業務について

宿泊施設に係るリネンサプライ等委託契約については、平成 12 年に締結されて以降、契約条項の 1 年間の自動延長の規定によって、延長を継続してきているが、契約の経済性・公平性・競争性の確保の観点から、契約期間を複数年として競争入札を実施するなど、契約方法について見直す必要がある。

34 株式会社ひろしまイノベーション推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 企業が成長性の高い新たな事業展開等を図ろうとする際に、資金、経営ノウハウ等必要な経営資源を提供することにより、企業の成長を支援し、将来にわたって新たな雇用の創出や県内所得の拡大等を図る。
- ・ 住所 広島市中区袋町3番17号
- ・ 代表取締役社長 尾崎 清
- ・ 設立 平成23年5月24日
- ・ 役職員（平成26年10月30日現在）
役員5人（うち常勤2人）
職員7人
- ・ 主な事業 成長が見込まれる企業の発掘及び当該企業への投資検討
投資先企業に対する経営参加型の支援

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成25年度
総収入	264,450
経常損益	53,444
当期純損益	31,109
資産合計 A (B + C)	261,612
負債合計 B	92,722
純資産 C	168,890
（うち、資本金）	50,000
（うち、資本準備金）	50,000
（うち、繰越利益剰余金）	68,890

（注）総収入は、売上高、営業外利益、特別利益の計

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円（100%）を出資（平成26年3月末）

資本準備金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円（100%）を出資（平成26年3月末）

（所管課 商工労働局産業政策課）

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

交際費の使用基準等に係る規程の整備について

前回監査時に会計処理、契約等財務に関する基本規程の整備について意見を付しており、これまでに経理規程や契約規程等の基本的な規程は整備されているが、交際費の使用基準等は定められていなかった。より適正な執行を図る観点から、速やかに整備する必要がある。

35 社会福祉法人呉同済義会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 特別養護老人ホーム及び児童養護施設等の経営
- ・所在地 呉市中央5丁目12番21号
- ・会長 三宅 清嗣
- ・設立 大正10年6月16日

イ 県の財政的援助等の状況

平成24・25年度広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金を交付
(所管課 健康福祉局こども家庭課)

- ・補助額 398,324,000円(総事業費557,301,150円,補助対象経費549,412,375円)
内訳 平成24年度 59,748,000円
平成25年度 338,576,000円
- ・交付の目的 地震や火災発生時における児童養護施設の入所児童の安全・安心を確保することを目的として、老朽化した施設の改築の促進を図る。

名 称	児童養護施設 仁風園
所在地	呉市仁方西神町35番11号
概 要	児童養護施設 仁風園 ・定員70人 ・建物構造 鉄筋コンクリート 地下1階付3階建て ・建築面積 1,197.53㎡(延床面積3,403.57㎡) (解体撤去工事 建築面積 987.29㎡)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

36 学校法人 I G L 学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 幼稚園等の運営
- ・所在地 広島市安佐南区上安六丁目 31-1
- ・理事長 永見 憲吾
- ・設立 昭和 49 年 3 月 27 日
- ・学校（幼稚園）の状況（平成 26 年 5 月 1 日現在）

区 分	園児数	教員数	職員数
美鈴が丘サムエル幼稚園	95 人	10 人	3 人
サムエル薬師が丘幼稚園	100 人	12 人	3 人
サムエル信愛幼稚園	196 人	20 人	4 人
サムエル未来幼稚園	192 人	21 人	4 人
計	583 人	63 人	14 人

（注）教員数及び職員数は、非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

平成 25 年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）を交付
（所管課 環境県民局学事課）

- ・補助額 137,561,000 円（総事業費 299,120,216 円，補助対象経費 177,646,692 円）
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

37 学校法人比治山学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 大学，高等学校及び中学校，幼稚園の運営
- ・所在地 広島市東区牛田新町4丁目1番1号
- ・理事長 間所 了
- ・設立 昭和26年3月10日
- ・学校の状況（平成26年5月1日現在）

区 分	生徒数等	教員数	職員数
比治山女子高等学校	694 人	61 人	7 人
比治山女子中学校	260 人	37 人	3 人
比治山大学短期大学部附属幼稚園	145 人	15 人	0 人
合 計	1,099 人	113 人	10 人

（注）教員数，職員数は，非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

（ア）平成25年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金・授業料等軽減補助金・授業料減免事業支援特別経費補助金）を交付（所管課 環境県民局学事課）

a 経常費補助金

- ・補助額 350,528,000 円（総事業費 905,348,206 円，補助対象経費 878,976,574 円）
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 法人の高等学校及び中学校，幼稚園の運営に要する人件費等の経費

b 授業料等軽減補助金

- ・補助額 13,843,900 円（総事業費 15,843,900 円，補助対象経費 13,843,900 円）
- ・交付の目的 私立高等学校全日制の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

c 授業料減免事業支援特別経費補助金

- ・補助額 632,400 円（総事業費 632,400 円，補助対象経費 632,400 円）
- ・交付の目的 私立中学校の学資負担困難者に対する授業料の減免
- ・補助対象経費 法人が行った中学校の授業料の減免額

（イ）平成25年度広島県高等学校等就学支援金事務費交付金を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・補助額 247,680 円（総事業費 256,867 円，補助対象経費 256,867 円）
- ・交付の目的 就学支援金に関する事務の執行に必要な経費を交付
- ・補助対象経費 法人の就学支援金に関する事務の執行に必要な経費

(ウ) 平成 25 年度広島県高等学校等就学支援金を交付

(所管課 環境県民局学事課)

- ・ 補助額 90,078,600 円 (総事業費 90,078,600 円, 補助対象経費 90,078,600 円)
- ・ 交付の目的 高等学校の生徒等が就学支援金の支給を受け, 授業料に充てることにより, 教育に係る経済的負担の軽減を図る。
- ・ 補助対象経費 授業料

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項等はなかった。

38 医療法人厚生堂

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 病院等の設置経営
- ・所在地 広島市西区横川新町3番11号
- ・理事長 長崎 孝太郎
- ・設立 昭和52年3月14日

イ 県の財政的援助等の状況

平成24・25年度医療施設等施設整備費補助金（医療施設耐震化整備事業）を交付
（所管課 健康福祉局医療対策課）

・補助額

24年度 27,435,000円

25年度 521,272,000円

合計 548,707,000円（総事業費1,603,350,000円，補助対象経費1,539,885,124円）

- ・交付の目的 大規模地震等の震災時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い，地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図る。

名称	長崎病院
所在地	広島市西区横川新町3番11号
概要	<ul style="list-style-type: none">・診療科目 内科・皮膚科・循環器内科，呼吸器内科，糖尿病内科，放射線科，リハビリテーション科・病床数 175床（一般40床，療養135床）・建物構造 鉄筋コンクリート造 地上7階建て・建築面積 1,275.98㎡（延床面積6,656.20㎡）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

39 三次地方森林組合

(1) 機関の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な業務 組合員のためにする森林の経営に関する指導
 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
- ・ 所在地 三次市東酒屋町 1180-2
- ・ 代表理事組合長 邊見 俊宗
- ・ 設立 昭和 63 年 9 月 1 日

イ 県の財政的援助等の状況

森林環境保全直接支援事業補助金（造林事業補助金）を交付（所管課：農林水産局林業課）

- ・ 補助額 80,593,520 円
- ・ 交付の目的 施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、計画的に行う森林施業等による人工林の生産向上を支援する
- ・ 補助対象経費 下刈・枝打ち・除伐・間伐などの作業及び防護柵・森林作業道の設置に要した経費の一部

(2) 監査の結果

【指摘事項】

補助金に係る事務処理について

平成 25 年度森林環境保全直接支援事業補助金について、算定基礎となる標準経費の一部を誤って算定し、交付申請を行ったため、110,080 円過大に交付されていた。適正な事務処理に努められたい。

40 一般社団法人広島県清港会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・目的 広島県内の主要港及びその周辺海域において、漂流物及び汚物等の除去並びに海洋汚染防止の啓発に関する事業を行い、もって航行船舶の安全を図るとともに、港湾の美観の保持及び公衆衛生の向上に資すること。
- ・住所 広島市南区宇品海岸三丁目12番72号
- ・会長 深山 英樹
- ・設立 昭和55年4月1日（平成25年4月1日一般社団法人へ移行）
- ・事業実績（平成25年度）
ゴミ収集量 一般ゴミ 283 m³，流木 524 本，流竹 920 本，発砲スチロール 1,796 個など

イ 県の財政的援助等の状況

平成25年度港湾振興事業補助金を交付

（所管課 土木局空港港湾部港湾振興課）

- ・補助額 62,417,000 円（総事業費 70,406,056 円，補助対象経費 70,406,056 円）
- ・交付の目的 港湾の秩序ある整備と適正な運営，航路の開発及び保全
- ・補助対象経費 清港事業に要する経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

41 福山商工会議所

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工労働の発展に寄与することを目的とする。
- ・所在地 福山市西町二丁目 10 番 1 号
- ・代表者 会頭 林 克士
- ・設立 昭和 4 年 8 月 30 日
- ・会員の状況 (平成 26 年 9 月 30 日現在)

個人	法人	団体	合計
1,027	4,065	30	5,122

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成 25 年度小規模事業経営支援事業費補助金

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・補助額 108,898,300 円 (総事業費 127,685,406 円, 補助対象経費 108,898,300 円)
- ・交付の目的 小規模事業者に対する経営改善普及事業などを促進し、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与する。
- ・補助対象経費 経営改善普及事業等を実施するための職員の設置等に要する経費。

(イ) 平成 25 年度地域中小企業支援センター事業費補助金

(所管課 商工労働局産業政策課)

- ・補助額 4,319,946 円 (総事業費 6,578,452 円, 補助対象経費 6,479,920 円)
- ・交付の目的 地域経済社会の新たな活力となる創業予定者や地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている中小企業者等の創意ある向上発展を促進し、地域の振興と活性化に寄与する。
- ・補助対象経費 地域中小企業支援センターが行う、創業予定者や中小企業者等の経営上の様々な課題を解決するための事業に要する経費の一部

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

42 一般社団法人広島市医師会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・団体の名称 一般社団法人広島市医師会
- ・設立目的 医道の高揚，医学医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り，社会福祉を増進する。
- ・所在地 広島市西区観音本町1丁目1-1
- ・会長 松村 誠
- ・設立 昭和22年11月1日（平成26年4月1日一般社団法人へ移行）
- ・主な事業内容 看護専門学校，臨床検査センター，広島市医師会運営・安芸市民病院，広島市医師会千田町夜間急病センターの運営

イ 学校の状況

(平成26年4月15日現在)

区 分	学生数	教員数	事務職員数
医療高等課程（准看護師養成課程）	443人	26人	
医療専門課程（看護師養成課程）	293人	14人	4人
合 計	736人	40人	4人

ウ 県の財政的援助等の状況

平成25年度看護師等養成所運営費補助金を交付（所管課 健康福祉局医務課）

(ア) 看護師等養成所運営費補助金（医療高等課程）

- ・補 助 額 48,768,000円（総事業費225,249,337円，補助対象経費160,887,596円）
- ・交 付 の 目 的 看護師及び准看護師の養成所の強化及び充実に資するため。
- ・補 助 対 象 経 費 看護師等養成所の運営に必要な経費のうちの一部

(イ) 看護師等養成所運営費補助金（医療専門課程）

- ・補 助 額 22,064,000円（総事業費163,437,764円，補助対象経費113,187,978円）
- ・交 付 の 目 的 看護師及び准看護師の養成所の強化及び充実に資するため。
- ・補 助 対 象 経 費 看護師等養成所の運営に必要な経費のうちの一部

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

43 広島化成株式会社

(1) 機関の概要

ア 監査対象機関の概要

- ・法人名 広島化成株式会社
- ・主な事業内容 ゴム、プラスチック製品の製造販売
- ・所在地 福山市松浜町二丁目2番11号
- ・代表取締役 西 浩一
- ・設立 昭和22年3月

イ 県の財政的援助等の状況

- ・補助金の名称 平成25年度広島県廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費補助金
(所管課 環境県民局循環型社会課)
- ・補助額 20,000,000円(総事業費46,348,658円, 補助対象経費46,348,658円)
- ・補助率 補助対象経費の2/3以内(補助額は予算の範囲内で知事が別に定める。)
- ・交付の目的 本県資源循環型産業の創生及び振興を図ることを目的として、県内中小企業者が行う、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルにつながる研究開発等の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- ・補助対象経費 研究開発に要する経費(原材料費、構築物費、機械装置、工具器具費、外注委託費、産学等連携費、技術指導受入費、直接人件費、諸経費)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

45 広島県ビルメンテナンス協同組合

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 組合員の行うビルメンテナンス業務及び指定管理者制度に係る共同受注など
- ・所在地 広島市西区己斐本町二丁目 19 番 3 号
- ・代表者 理事長 澤田 英治
- ・設立 昭和 62 年 11 月 2 日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

(ア) 廿日市・大竹地区

- ・公の施設名 県営住宅 廿日市・大竹地区
- ・管理対象地域 大竹市, 廿日市市
- ・指定期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 499,874,425 円（うち, 緊急修繕費 51,436,729 円）
〔うち, 平成 25 年度管理費用 100,351,015 円（緊急修繕費 11,151,015 円を含む。）〕
- ・所管課 土木局住宅課
- ・利用状況
県営住宅の入居状況

区分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸 数 C	実質入居率 B / (A - C) × 100
平成 25 年度末	1,426 戸	1,336 戸	0 戸	93.6%
平成 26 年 10 月末日現在	1,426 戸	1,304 戸	0 戸	91.4%

(イ) 三次・庄原地区

- ・公の施設名 県営住宅 三次・庄原地区
- ・管理対象地域 三次市, 庄原市
- ・指定期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 195,862,850 円（うち, 緊急修繕費 46,957,394 円）
〔うち, 平成 25 年度管理費用 34,258,422 円（緊急修繕費 4,640,422 円を含む。）〕
- ・所管課 土木局住宅課
- ・利用状況
県営住宅の入居状況

区分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸 数 C	実質入居率 B / (A - C) × 100
平成 25 年度末	371 戸	342 戸	0 戸	92.1%
平成 26 年 10 月末日現在	371 戸	344 戸	0 戸	92.7%

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項等はなかった。

46 堀田・誠和共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 県営住宅の維持・修繕・入居者管理など県営住宅の管理運営業務
- ・所在地 尾道市新浜一丁目9番22号
- ・代表者 株式会社堀田組 代表取締役 河本 一志
- ・設立 平成18年4月21日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

(ア) 三原地区

- ・公の施設名 県営住宅 三原地区
- ・管理対象地域 三原市
- ・指定期間 平成22年4月1日～平成27年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 321,404,321円（うち、緊急修繕費50,285,714円）
〔うち、平成25年度管理費用54,000,000円〕
- ・所管課 土木局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

区分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B/(A-C) \times 100$
平成25年度末	788戸	677戸	89戸	96.9%
平成26年10月末日現在	788戸	666戸	97戸	96.4%

(イ) 尾道地区

- ・公の施設名 県営住宅 尾道地区
- ・管理対象地域 尾道市
- ・指定期間 平成22年4月1日～平成27年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 302,851,554円（うち、緊急修繕費51,802,114円）
〔うち、平成25年度管理費用50,000,000円〕
- ・所管課 土木局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

区分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 $B/(A-C) \times 100$
平成25年度末	724戸	646戸	43戸	94.9%
平成26年10月末日現在	724戸	632戸	45戸	93.1%

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項等はなかった。

47 R C Cホールマネジメントグループ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 県立文化芸術ホール施設指定管理者業務
- ・住所 広島市中区橋本町5番11号
- ・代表者 株式会社R C C文化センター 代表取締役社長 小倉 芳暢
- ・設立 平成22年9月1日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 県立文化芸術ホール
- ・指定期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日
- ・指定期間に係る納付金の額 30,653千円（うち、平成25年度納付金6,698,000円）
- ・所管課 環境県民局文化芸術課

ウ 利用状況

区 分	平成24年度	平成25年度
入場者数	286,765人	196,004人

エ 県の財政援助等の状況

平成25年度県立文化芸術ホールの利用料金の減免に伴う負担金を交付

（所管課 環境県民局文化芸術課）

- ・負担金の額 4,677,360円（対象経費4,677,360円）
- ・交付の目的 指定管理者が条例に基づき減免した県立文化芸術ホールの利用料金を負担する。
- ・対象経費 県立文化芸術ホールの利用料金の減免額

(2) 監査の結果

【指摘事項】

利用料金の設定について

施設等の利用料金の設定において、通常の利用時間を超えて施設等を利用する場合の利用料金（超過料金）について、条例に定める上限額の範囲内であったが、書面による知事の承認を受けないまま、料金徴収を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	地方自治法第244条の2第9項 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例第10条第1項 広島県立文化芸術ホールの管理に関する基本協定書第7条第4項及び第5項
-----	---

48 ビルックス株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 総合建物管理事業，警備保安事業，マンション管理事業，建築営繕工事事業，宅地建物取引事業，指定管理者管理事業など
- ・所在地 呉市阿賀南一丁目8番49号
- ・代表者 藤井 清実
- ・設立 昭和44年7月16日

イ 公の施設の管理状況（今回の監査対象分）

- ・公の施設名 県営住宅 呉地区
- ・管理対象地域 呉市
- ・指定期間 平成22年4月1日～平成27年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 362,972,410円（うち，緊急修繕費49,140,714円）
〔うち，平成25年度管理費用 71,133,439円（緊急修繕費8,914,439円を含む。）〕
- ・所管課 土木局住宅課
- ・利用状況
県営住宅の入居状況

区分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸 数 C	実質入居率 $B / (A - C) \times 100$
平成25年度末	1,056戸	881戸	118戸	93.9%
平成26年11月末日現在	1,056戸	860戸	140戸	93.9%

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項等はなかった。

49 アマノマネジメントサービス株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 広島空港県営駐車場指定管理者業務
- ・住所 神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号
- ・代表取締役社長 津田 博之
- ・設立 平成8年4月11日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島空港県営駐車場
- ・指定期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 158,150千円
(うち、平成25年度管理費用28,000千円)
- ・所管課 土木局空港振興課

ウ 利用状況 (平成25年度)

第1駐車場 (規模:593台)		第2駐車場 (規模:645台)	
入庫台数累計	1日平均	入庫台数累計	1日平均
68,111台	187台	139,152台	381台

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。